

# 多摩イノベーションエコシステム促進事業 「リーディングプロジェクト」

## 募集説明会

令和7年

# 本日使用する資料

二次元コードもしくはURLからダウンロードしてください。

## ◆多摩イノベーションエコシステム促進事業

<https://tama-innovation-ecosystem.jp/info/application/4532/>

もしくは、各ウェブブラウザにて「多摩イノベーションエコシステム」と検索ください。

「お知らせ」内、リーディングプロジェクト応募開始の情報より、募集要項等をダウンロードいただけます。



「お知らせ」をクリック



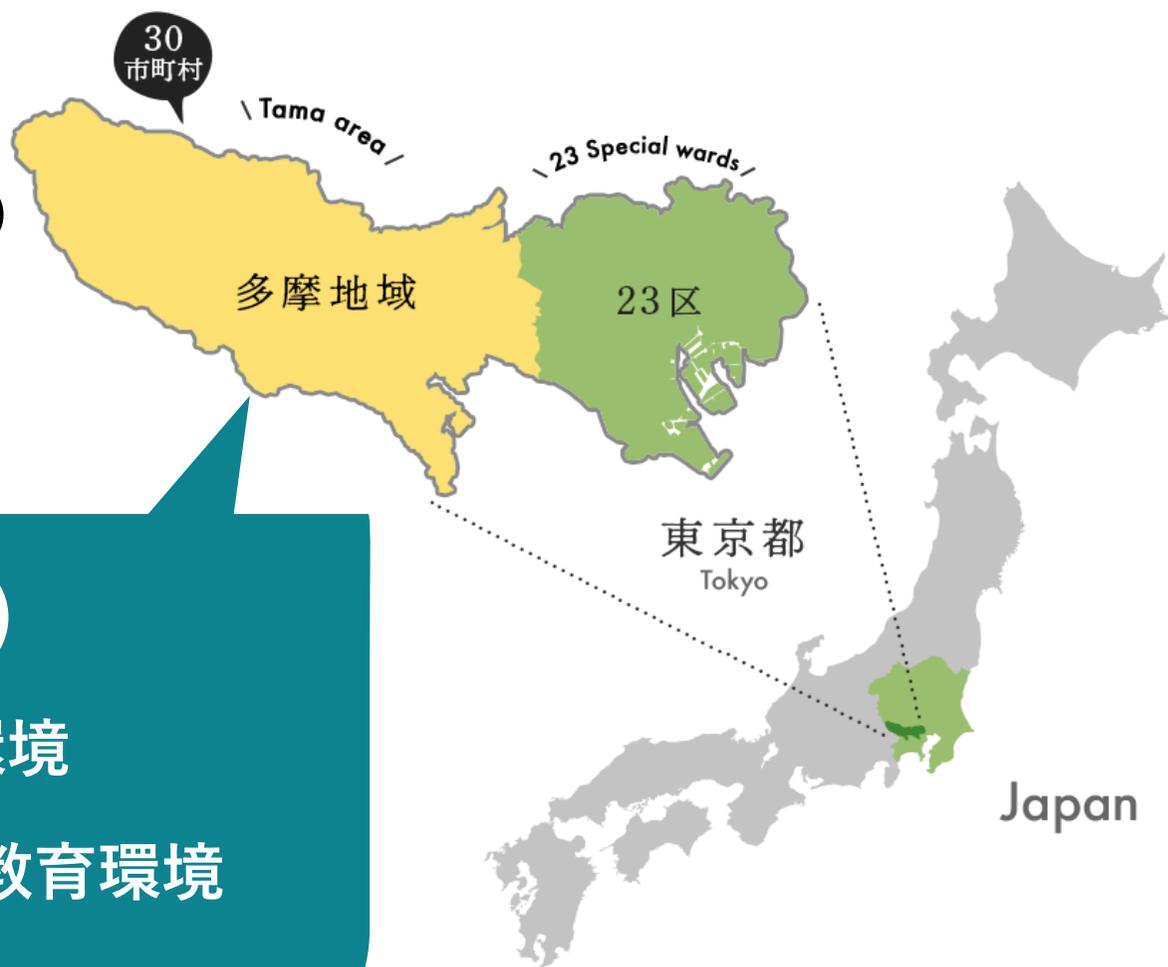
The screenshot shows the website's navigation menu with 'お知らせ' (Notice) highlighted. Below, a list of notices is displayed. The first notice, titled '「リーディングプロジェクト」令和7年度 募集のお知らせ' (Recruitment Notice for the 7th Year of the Leading Project), is highlighted with an orange box. An arrow points from this notice to a 'ダウンロード' (Download) box. This box contains four links for downloading application forms in various formats: '令和7年度リーディングプロジェクト募集要項' (Recruitment Guidelines), '応募書類フォーマット\_様式1\_2-4-5' (Application Form Template 1), '応募書類フォーマット\_様式2' (Application Form Template 2), and '応募書類フォーマット\_様式3\_記載例' (Application Form Template 3 with Examples).

# 多摩地域とは

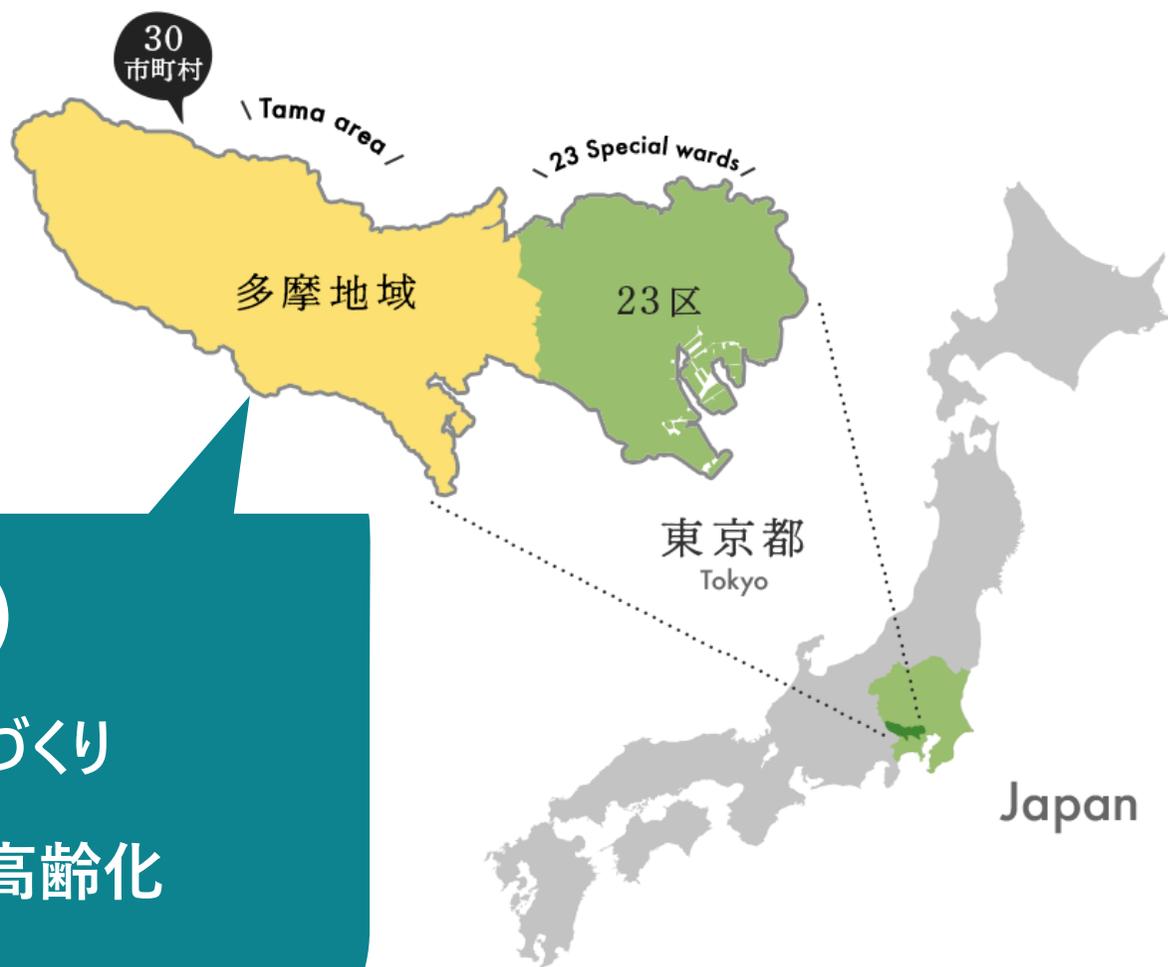
- 人口：  
約430万人（約3割）
- 面積：  
東京都のほぼ半分

## 地域の特徴

- 緑あふれる自然環境
- 充実した子育て・教育環境
- 都市の利便性



# 多摩地域とは



## 地域の課題

- 環境に優しいまちづくり
- ニュータウンなどの高齢化
- 過疎地域の交通

出所：東京都「くらしと統計2023」など (<https://www.toukei.metro.tokyo.lg.jp/kurasi/2023/ku23-index.htm>)

## 多摩地域の産業の特徴

### 技術力の高い 中小企業の集積

✓ 大規模工場が多数立地していた背景から、  
高い技術力を有する**中小企業**が集積

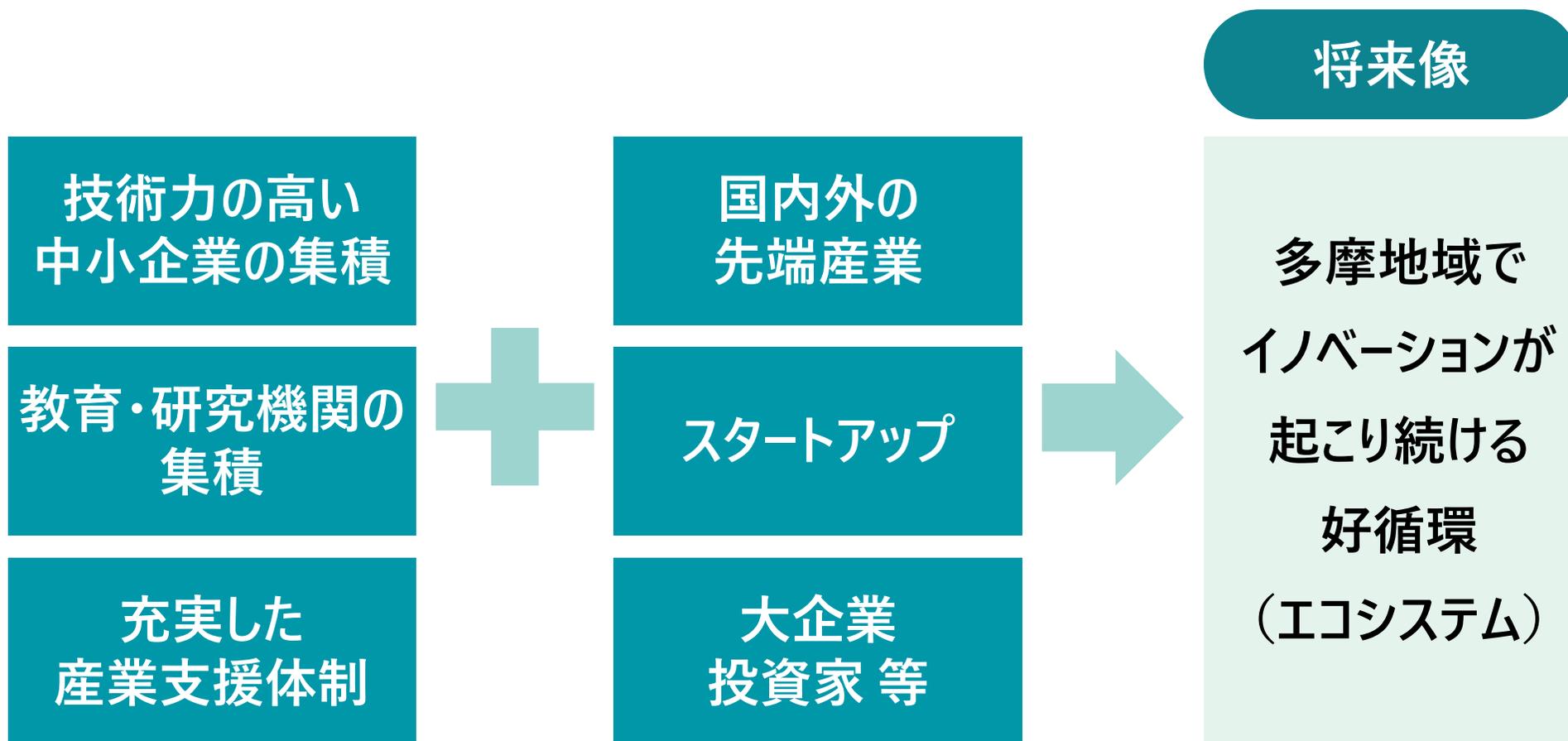
### 教育・研究機関の 集積

✓ **大学**が集積するエリアであり、大企業の**研究機関**も  
多数所在

### 充実した 産業支援体制

✓ 鉄道駅の周辺等を中心にセミナーやマッチングなどを行  
う**産業支援施設**が多く立地

# 多摩地域の産業の将来像



## 多摩イノベーションエコシステム促進事業とは

多摩地域に集積する技術力の高い中小企業が大学・研究機関など、多様な主体と交流・連携し、イノベーションを起こし続ける好循環をつくるさまざまな取組を進めています

リーディング  
プロジェクト

多摩  
イノベーション  
コミュニティ

企業等の  
掘り起こし

情報発信  
(WEBサイト等)

多摩地域・  
区部向け  
イベント

# リーディングプロジェクトの実施（概要）

- 多摩地域におけるイノベーション創出を活性化するため、中小企業等の集積と、国内外の先端産業やスタートアップとの活発な融合を推進していく必要がある
- 多摩地域でのイノベーション創出のアドバルーン（成功事例）となるプロジェクトを作り出すため、研究開発を終えた製品・サービスの社会実装に向けた企業等の取組を募集し、審査により選定した取組に対して、原則3か年にわたり支援を行う

## 対象事業

### 応募資格

- 複数の主体で構成するチーム（中小企業、スタートアップ、大企業、大学、研究機関等）
- 代表事業者は中小企業（スタートアップを含む）等

### プロジェクトの要件

- 重点テーマのいずれかに該当する内容
- 多摩の地域や企業の課題、特徴を踏まえた取組
- 3か年における実施事項を網羅的・一体的に実行できること
- 令和7年度中に検証を行う製品・サービスの試作品・プロトタイプが明確化されており、令和8年2月末までの検証内容・スケジュールが明確かつ何らかの成果が見込めること
- 国・都道府県・区市町村等から何らかの支援を受けて同一の内容で検証を実施していない

### <プロジェクト例>

■ DX推進による医療のオンライン化

■ AIを用いた技能人材の継承・拡大



## 支援内容

### (1)ハンズオン支援

#### 伴走支援

- 1年目：製品・サービスの社会実装に向けた検証支援
- 2年目：事業計画策定、社会実装に向けた取組支援
- 3年目：販路拡大のための展示会出展支援

#### メンタリング

- 必要に応じて技術、知財、法律等に関する専門家を事務局が紹介し、メンタリングを実施（秘密保持契約が必要となる内容は対象外）（実施は1年目、2年目のみ）

### (2)費用支援

#### 費用支援

- 1年目：検証に要する費用について、1プロジェクト当たり最大500万円（税込）を支援
- 2年目：事業計画書に基づいて行う社会実装に向けた取組に要する費用について、1プロジェクト当たり最大500万円（税込）を支援
- 「事業費」、「委託・外注費」が対象

## 支援期間

- 1年目：令和7年7月～令和8年2月
- 2年目：令和8年6月～令和9年2月
- 3年目：令和9年6月～令和10年2月

# 募集要項「1 定義」

1 定義																			
本事業並びに本募集要項における用語の定義は、以下の通りとします。																			
本事業	多摩イノベーションエコシステム促進事業																		
事務局	本事業において、リーディングプロジェクトの募集・選定、支援を行う者。																		
リーディングプロジェクト	多摩の地域課題や地域企業の課題の解決に資する、多摩地域でのイノベーション創出のアドバランとなり得る取組。																		
プロジェクトチーム	リーディングプロジェクトへ参加する複数の事業者等（中小企業、スタートアップ、大企業、大学、研究機関、自治体等）の集合。多摩地域の事業者等が含まれることが望ましいです。																		
代表事業者	プロジェクトチームのうち主たる企業として応募・運営・管理を行う事業者。本事業では、中小企業（スタートアップを含む）とします。																		
多摩地域	東京都のうち23区と島しょ部（伊豆諸島及び小笠原諸島）を除いた30市町村（26市3町1村）。																		
重点テーマ	<p>多摩地域の社会的な課題や企業の特徴等を捉え、イノベーション創出に向けて設定した、優先的に取り組むべき9つのテーマ。</p> <p>◆重点テーマ</p> <p>（「多摩地域のイノベーションエコシステム形成に向けた取組方針」より）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境・エネルギー</th> <th>健康・医療</th> <th>子ども・教育</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境に優しいまちづくりに向け、省エネ化や再生可能エネルギー等の活用が必要</td> <td>多摩ニュータウンなどを中心に居住者の高齢化が進捗</td> <td>人口減少が続く中、子育て世代が暮らしやすい環境づくりが必要</td> </tr> <tr> <th>安心・安全</th> <th>観光・レジャー</th> <th>物流・モビリティ</th> </tr> <tr> <td>台風等による多摩川や秋川の溢水、土砂災害など、自然災害が激甚化</td> <td>都心部からの立地や豊かな自然環境といった魅力の向上と発信が必要</td> <td>E Cの拡大などに伴う物流の効率化や交通弱者への対応が課題</td> </tr> <tr> <th>コミュニティ活性化</th> <th>ビジネスモデル改革</th> <th>人材確保・育成</th> </tr> <tr> <td>空き家が増加し、生活環境や治安への影響が懸念、地域での繋がりが希薄化</td> <td>高い技術力を持つ中小企業が成長するためには、新たな事業展開が必要</td> <td>ものづくり企業の技術者等の高齢化に伴い、後継者の確保や育成が必要</td> </tr> </tbody> </table>	環境・エネルギー	健康・医療	子ども・教育	環境に優しいまちづくりに向け、省エネ化や再生可能エネルギー等の活用が必要	多摩ニュータウンなどを中心に居住者の高齢化が進捗	人口減少が続く中、子育て世代が暮らしやすい環境づくりが必要	安心・安全	観光・レジャー	物流・モビリティ	台風等による多摩川や秋川の溢水、土砂災害など、自然災害が激甚化	都心部からの立地や豊かな自然環境といった魅力の向上と発信が必要	E Cの拡大などに伴う物流の効率化や交通弱者への対応が課題	コミュニティ活性化	ビジネスモデル改革	人材確保・育成	空き家が増加し、生活環境や治安への影響が懸念、地域での繋がりが希薄化	高い技術力を持つ中小企業が成長するためには、新たな事業展開が必要	ものづくり企業の技術者等の高齢化に伴い、後継者の確保や育成が必要
環境・エネルギー	健康・医療	子ども・教育																	
環境に優しいまちづくりに向け、省エネ化や再生可能エネルギー等の活用が必要	多摩ニュータウンなどを中心に居住者の高齢化が進捗	人口減少が続く中、子育て世代が暮らしやすい環境づくりが必要																	
安心・安全	観光・レジャー	物流・モビリティ																	
台風等による多摩川や秋川の溢水、土砂災害など、自然災害が激甚化	都心部からの立地や豊かな自然環境といった魅力の向上と発信が必要	E Cの拡大などに伴う物流の効率化や交通弱者への対応が課題																	
コミュニティ活性化	ビジネスモデル改革	人材確保・育成																	
空き家が増加し、生活環境や治安への影響が懸念、地域での繋がりが希薄化	高い技術力を持つ中小企業が成長するためには、新たな事業展開が必要	ものづくり企業の技術者等の高齢化に伴い、後継者の確保や育成が必要																	
検証	<p>研究開発を終えた製品・サービスの社会実装に向けた検証を多摩地域内で行うこと。</p> <p>◆本事業における検証の範囲 「デモ機を活用した検証」「PoC（概念実証）」「PoCを踏まえた試作品開発」「実証実験（一部の領域）」「実証実験（他領域への展開）」のいずれかに該当するものとします。従って、「秘密保持契約の締結」のみなど、具体的な、何らかの新しい技術やビジネスモデルの試用を伴わないものは検証には該当しなものとします。</p>																		
社会実装に向けた取組	<p>社会実装（顧客を獲得し、製品・サービスを提供することができている状態、もしくは、その製品・サービスが普及し、継続的に利用される状態）の実現に向けた取組。</p> <p>◆本事業における社会実装に向けた取組の範囲 検証を踏まえた事業計画策定や、事業計画を踏まえた販路拡大に向けた取組。</p>																		

<参考：製品・サービス開発の一般的な流れ>



## 重点テーマ

- 多摩地域の社会的な課題や企業の特徴等を捉え、イノベーション創出に向けて設定した、優先的に取り組むべき9つのテーマ
- 本リーディングプロジェクトでは、いずれかのテーマに該当する内容のプロジェクトの支援を実施

環境・エネルギー	健康・医療	子ども・教育
環境に優しいまちづくりに向け、省エネ化や再生可能エネルギー等の活用が必要	多摩ニュータウンなどを中心に居住者の高齢化が進捗	人口減少が続く中、子育て世代が暮らしやすい環境づくりが必要
安心・安全	観光・レジャー	物流・モビリティ
台風等による多摩川や秋川の溢水、土砂災害など、自然災害が激甚化	都心部からの立地や豊かな自然環境といった魅力の向上と発信が必要	E Cの拡大などに伴う物流の効率化や交通弱者への対応が課題
コミュニティ活性化	ビジネスモデル改革	人材確保・育成
空き家が増加し、生活環境や治安への影響が懸念、地域での繋がりが希薄化	高い技術力を持つ中小企業が成長するためには、新たな事業展開が必要	ものづくり企業の技術者等の高齢化に伴い、後継者の確保や育成が必要

## 検証

- 「研究開発を終えた製品・サービスの社会実装に向けた検証を多摩地域内で行うこと」を指す
  - 「デモ機を活用した検証」「PoC（概念実証）」「PoCを踏まえた試作品開発」「実証実験（一部の領域）」「実証実験（他領域への展開）」のいずれかに該当するもの

## 社会実装に向けた取り組み

- 「社会実装（顧客を獲得し、製品・サービスを提供することができる状態、もしくは、その製品・サービスが普及し、継続的に利用される状態）の実現に向けた取組」を指す
  - 具体的には、検証を踏まえた事業計画策定や、事業計画を踏まえた販路拡大に向けた取組を指す

## 募集要項「2 プロジェクトの要件」(1/2)

### 2 プロジェクトの要件

リーディングプロジェクトは、以下の要件を全て満たすものとします。

- (1) 重点テーマのいずれかに該当するプロジェクト内容であること。
- (2) 3か年における実施事項を網羅的・一体的に実行できること。  
令和7年度(1年目)においては、研究開発を終えた製品・サービスの検証を多摩地域内で実施すること。  
令和8年度(2年目)においては、令和7年度における検証を踏まえた事業計画策定・社会実装に向けた取組を行うこと。  
令和9年度(3年目)においては、令和8年度に策定の事業計画を踏まえた販路拡大を行うこと。
- (3) 多摩における地域や企業の課題、特徴を踏まえたユニークで魅力的な取組であること。
- (4) 将来において多摩地域及び社会へのインパクトや、多摩地域の産業創出への広がりなど、多摩地域におけるイノベーションの好循環に向けた貢献が期待できるプロジェクトであること。
- (5) 新たな製品・サービスとして、ビジネスや市場に将来性があること。
- (6) 令和7年度中に検証を行う製品・サービスの試作品・プロトタイプが明確化されており(※1)、令和8年2月末までの検証内容・スケジュールが明確かつ何らかの成果が見込めること。
- (7) 令和7年度の検証後の社会実装に向けたステップが明確になっていること(プロジェクトが中長期に目指す姿が描かれていること)。
- (8) 3か年のプロジェクトにコミットする体制が設けられていること。
- (9) 国・都道府県・区市町村等から何らかの支援を受けて同一の内容で支援を受けていないこと。ただし、検証フェーズ・内容等が異なれば本事業の対象となり得ます。

※1 検証を行う製品・サービスの試作品・プロトタイプがすでに完成している、もしくはプロトタイプの設計や構想が完成しており、選定後、検証に向けた取り組みを開始することが可能な状態であること。プレゼンテーション審査の際に試作機や動画等によるデモンストレーションができることが望ましいです。

## 募集要項「2 プロジェクトの要件」(2/2)

以下の要件を全て満たすこと

(1)重点テーマのいずれかに該当するプロジェクト内容であること

複数のテーマにまたがる内容でも可能だが、応募時には、いずれか1つのテーマを選択いただく

(2)3か年における実施事項を網羅的・一体的に実行できること

令和7年度(1年目)においては、研究開発を終えた製品・サービスの検証を多摩地域内で実施すること

令和8年度(2年目)においては、令和7年度における検証を踏まえた事業計画策定・社会実装に向けた取組を行うこと

令和9年度(3年目)においては、令和8年度に策定の事業計画を踏まえた販路拡大を行うこと

研究開発が完全に終了していないケースでも、製品・サービスの検証を行える状態であれば対象となる

(3)多摩における地域や企業の課題、特徴を踏まえたユニークで魅力的な取組であること

(4)将来において多摩地域及び社会へのインパクトや、多摩地域における産業創出への広がりなど、多摩地域におけるイノベーションの好循環に向けた貢献が期待できるプロジェクトであること

(5)新たな製品・サービスとして、ビジネスや市場に将来性があること

(6)令和7年度中に検証を行う製品・サービスの試作品・プロトタイプが明確化されており、令和8年2月末までの検証内容・スケジュールが明確かつ何らかの成果が見込めること

試作品・プロトタイプがすでに完成しているもしくは設計等が完成している状態であれば対象となる

(7)令和7年度の検証後の社会実装に向けたステップが明確になっていること(プロジェクトが中長期に目指す姿が描かれていること)

(8)3か年のプロジェクトにコミットする体制が設けられていること

(9)国・都道府県・区市町村等から何らかの支援を受けて同一の内容で支援を受けていないこと

ただし、検証フェーズ・内容等が異なれば本事業の対象となり得る

# 募集要項「3 応募資格」(1/2)

## 3 応募資格

応募者は、以下の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 複数の主体（中小企業、スタートアップ、大企業、大学、研究機関等）で構成するチームであること。（※2）
- (2) プロジェクトチームの代表事業者（※3）は、中小企業者（※4）（スタートアップを含む）であること。
- (3) プロジェクトチームに参加する主体が、次の①～④のいずれも該当すること。
  - ① 法令等や公的機関等との契約における違反や税金の滞納がないこと。
  - ② 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある法人・団体等でないこと。政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的とする組織体でないこと。
  - ③ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、又は法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。
  - ④ その他、事務局が本プログラムを提供するにふさわしくないと判断する業務等を有さないこと。
- (4) 事務局からの支援内容（p5-p6参照）について、ハンズオンおよび費用の両支援を必要していること。
- (5) プロジェクトチームの代表事業者は過去又は現にリーディングプロジェクトの支援を受けた代表事業者ではないこと。
- (6) 多摩地域でのイノベーション創出に向けた本プロジェクトの完遂に向け、主体的に取り組む意欲があること。

※2 チームの構成は複数主体の連携から成ることが求められます。そのため、チーム構成企業等の役職員が代表事業者の役職員を兼務していないこと、チーム構成企業内において資本の出資関係がないことが条件となります。

※3 代表事業者は、以下の役割を担うものとします。

- (1) プロジェクトチームを代表して応募書類を提出し、費用支援を受領すること。
- (2) プロジェクトの中核として運営・管理する責任を負うこと。
- (3) 本事業の選定決定後、必要に応じてチーム構成企業と共同事業の実施に係る契約を締結すること。

※4 中小企業者の定義は、中小企業基本法の規定に基づきます。

中小企業庁 (<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>)

**(1) 複数の主体（中小企業、スタートアップ、大企業、大学、研究機関等）で構成するチームであること**

- 「主体」は企業・団体等の組織が対象
- 自治体、地域団体、NPO等も含まれる

**(2) プロジェクトチームの代表事業者は、中小企業（スタートアップを含む）とする**

- 代表事業者の役割
  - (1) プロジェクトチームを代表して応募書類を提出し、費用支援を受領すること
  - (2) プロジェクトの中核として運営・管理する責任を負うこと
  - (3) 本事業の選定後、必要に応じてチーム構成企業と共同事業の実施に係る契約を締結すること
- 中小企業の定義は、中小企業基本法の規定に基づく

**(4) 事務局からの支援内容について、ハンズオンおよび費用の両支援を必要としていること**

**(6) 主体的に取り組む意欲があること**

- 東京都外の企業であっても応募可能

# 募集要項「3 応募資格」(2/2)

## 3 応募資格

応募者は、以下の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 複数の主体（中小企業、スタートアップ、大企業、大学、研究機関等）で構成するチームであること。（※2）
- (2) プロジェクトチームの代表事業者（※3）は、中小企業者（※4）（スタートアップを含む）であること。
- (3) プロジェクトチームに参加する主体が、次の①～④のいずれも該当すること。
  - ① 法令等や公的機関等との契約における違反や税金の滞納がないこと。
  - ② 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある法人・団体等でないこと。政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的とする組織体でないこと。
  - ③ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、又は法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。
  - ④ その他、事務局が本プログラムを提供するにふさわしくないと判断する業務等を有さないこと。
- (4) 事務局からの支援内容（p5-p6参照）について、ハンズオンおよび費用の両支援を必要していること。
- (5) プロジェクトチームの代表事業者は過去又は現にリーディングプロジェクトの支援を受けた代表事業者ではないこと。
- (6) 多摩地域でのイノベーション創出に向けた本プロジェクトの完遂に向け、主体的に取り組む意欲があること。

※2 チームの構成は複数主体の連携から成ることが求められます。そのため、チーム構成企業等の役員が代表事業者の役員を兼務していないこと、チーム構成企業内において資本の出資関係がないことが条件となります。

※3 代表事業者は、以下の役割を担うものとします。

- (1) プロジェクトチームを代表して応募書類を提出し、費用支援を受領すること。
- (2) プロジェクトの中核として運営・管理する責任を負うこと。
- (3) 本事業の選定決定後、必要に応じてチーム構成企業と共同事業の実施に係る契約を締結すること。

※4 中小企業者の定義は、中小企業基本法の規定に基づきます。

中小企業庁 (<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>)

**チーム構成企業等の役職員が代表事業者の役職員を兼務していないこと**

- 社外取締役など、臨時の役職員も兼務とみなされる

**チーム構成企業内において資本の出資関係がないこと**

- ここでいう「資本の出資関係」は直接的なものを指す（孫会社など、間接的な資本関係であれば連携可能）

# 募集要項「4 支援内容」(1/2)

## 4 支援内容

本事業では、10件程度のリーディングプロジェクトを選定し、原則3か年にわたり事務局から以下の支援を行います。

### (1) ハンズオン支援

事務局より以下に関する支援を行います。

<1年目：製品・サービスの社会実装に向けた検証>

社会実装に向けたプロジェクトの検証の計画策定から実行について、事務局より以下に関する助言等を行います。

- ① プロジェクト目標設計及び事業計画策定、企業間調整
- ② 必要な資金の算出及び調整
- ③ 検証支援（事前確認、調整、計画書作成等を含む）・進行管理
- ④ 検証結果取りまとめ及び中間・最終報告資料作成
- ⑤ スポットメンタリング（※5）

<2年目：事業計画の策定、社会実装に向けた取組>

1年目の検証を踏まえ、社会実装に向けた取組の計画策定から実行について、事務局より以下に関する助言等を行います。

- ① 社会実装に関する課題整理（目標設計、事業計画の策定（※6）、役割分担調整、必要資金算出等）
- ② 短期的課題（マーケティング戦略、知財戦略、パイロット顧客開拓、広報戦略、売上予測、資金調達等）に対する集中助言
- ③ 公的機関等の支援策（補助金・助成金等）の情報提供
- ④ プロジェクトの周知に係る協力（周知方法・ツール作成等）
- ⑤ 取組結果とりまとめ及び報告資料作成補助
- ⑥ スポットメンタリング（※5）

<3年目：販路拡大のための展示会出展>

2年目に策定した事業計画を踏まえて、販路拡大のための展示会出展に向けた支援を行います。

※5 必要に応じて、技術、知財、法律等に関する専門家を事務局が紹介し、メンタリングを実施。原則、1プロジェクトあたり4回までとします。

（秘密保持契約が必要となる内容はスポットメンタリングの対象外。）

※6 第2四半期中（～9月）に事業計画書（案）を策定し、社会実装に向けた具体的な活動を踏まえて、更なるブラッシュアップを行います。

- 10件程度のリーディングプロジェクトを選定
- (1) ハンズオン支援と(2) 費用支援を行う

- プロジェクトごとに新規事業開発等を専門とするコンサルタントを事務局からアサインし、ハンズオン支援を行う

### (1) ハンズオン支援

- 1年目：製品・サービスの社会実装に向けた検証支援
- 2年目：事業計画の策定、社会実装に向けた取組支援
- 3年目：販路拡大のための展示会出展支援

#### ※スポットメンタリング

必要に応じて、技術、知財、法律等に関する専門家を事務局が紹介し、メンタリングを実施。

原則、1プロジェクトあたり4回までとする。（秘密保持契約が必要となる内容はスポットメンタリングの対象外。）

# 募集要項「4 支援内容」(2/2)

## (2)費用支援

検証に要する費用について、1プロジェクト当たり以下の通り支援します。費用支援の期間については最初の2年間のみとし、2年目の費用を支援するか否かの最終決定は、令和8年度に改めて費用支援の申請をしていただいたうえで行います。

<1年目：製品・サービスの社会実装に向けた検証>

検証に要する費用について、1プロジェクト当たり最大500万円（税込）を支援します。対象費目は事業費と委託・外注費とし、プロジェクトチームの人的費は含まれません。また、車、パソコン等の本検証および2年目以降の社会実装に向けた取組以外でも使用できる資産については、申請の際に事業への必要性の説明を行い、協議の上、費用支援の対象とするかを判断する場合があります。

### 対象費目と詳細事例

大項目	小項目（例）	詳細（例）
事業費	広報費	・ 検証参加者リクルートのためのポスター・チラシ作成費用 ・ 事業での取り組みを対外的に発信するWEB広告・HP作成費用
	研究開発費	・ サンプルの加工を行うための加工装置の導入費用 ・ 製品を製作するために用いる原材料の購入・輸送費用
	郵送費	・ 検証に使用する機器を被験者や協力機関に送付する郵送費用 ・ 連携候補先や営業先に対し資料を送付するための郵送費用
	通信費	・ 検証で用いるネットワーク回線の利用料 ・ 検証参加者に案内を行うためのSMSサービス利用料
	会場費	・ 検証を行った会場の使用料 ・ プロジェクトの説明会を行うための会場の使用料
委託・外注費	調査費	・ 先行特許についての調査費用 ・ 法規制、税制に関するアドバイザー費用
	工事費	・ 検証に用いる電源工事の費用 ・ 検証に用いるネットワーク工事の費用
	システム設計費	・ 検証する機能を製品に追加するための開発設計費用 ・ 検証に用いるスマートフォンアプリの開発費用
	各種委託費	・ ニーズ調査に用いるサンプル製品のデザイン製作費用 ・ 検証に必要な材料加工費用

<2年目：事業計画の策定、社会実装に向けた取組>

事業計画書に基づいて行う社会実装に向けた取組に要する費用について、1プロジェクト当たり最大500万円（税込）を支援します。対象費目は事業費と委託・外注費とし、プロジェクトチームの人的費は含まれません。対象費目の事例は1年目に準じます。

## (2) 費用支援

- ・ 1年目：検証に要する費用を、  
1プロジェクト当たり最大500万円（税込）支援
- ・ 2年目：社会実装に向けた取組に要する費用を、  
1プロジェクト当たり最大500万円（税込）支援
- ・ 対象費用・金額はプロジェクト選定後に協議のうえ決定

### <対象費目>

大項目	小項目（例）	詳細（例）
事業費	広報費	・ 検証参加者リクルートのためのポスター・チラシ作成費用 ・ 事業での取り組みを対外的に発信するWEB広告・HP作成費用
	研究開発費	・ サンプルの加工を行うための加工装置の導入費用 ・ 製品を製作するために用いる原材料の購入・輸送費用
	郵送費	・ 検証に使用する機器を被験者や協力機関に送付する郵送費用 ・ 連携候補先や営業先に対し資料を送付するための郵送費用
	通信費	・ 検証で用いるネットワーク回線の利用料 ・ 検証参加者に案内を行うためのSMSサービス利用料
	会場費	・ 検証を行った会場の使用料 ・ プロジェクトの説明会を行うための会場の使用料
委託・外注費	調査費	・ 先行特許についての調査費用 ・ 法規制、税制に関するアドバイザー費用
	工事費	・ 検証に用いる電源工事の費用 ・ 検証に用いるネットワーク工事の費用
	システム設計費	・ 検証する機能を製品に追加するための開発設計費用 ・ 検証に用いるスマートフォンアプリの開発費用
	各種委託費	・ ニーズ調査に用いるサンプル製品のデザイン製作費用 ・ 検証に必要な材料加工費用

※ 参画企業の人的費、検証に関係のない費用、既に導入されていた備品等の購入費などは対象外（検証に必要なカスタマイズ等に係る費用は対象）

# 募集要項「5 支援期間」

## 5 支援期間

各年度以下の期間において支援します。

1年目：令和7年7月～令和8年2月

2年目：令和8年6月～令和9年2月

3年目：令和9年6月～令和10年2月

ただし、実施する内容について毎年度申請を行った上で、審査を受ける必要があります。応募内容によっては2年目以降の選定が受けられない場合もありますので、予め御承知おきください。また、2年目、3年目支援の実施については当該年度の東京都の予算議決が前提となります。選定が受けられず支援が行われない場合や予算議決が得られず支援が行われない場合、不測の事態により支援が行われない場合でも、それに伴う損失等について本事業の実行委員会は一切の責任を負いかねますことを御了承願います。

※支援期間中に中間報告及び最終報告等の実施を予定しています。

- 支援期間中に中間報告及び最終報告等の実施を予定
- 実証を行う時期は、支援開始後～令和7年2月末までであれば、いつでも可能。ただし、検証結果の分析までを2月末までに終了すること
- 実施内容について毎年度申請を行った上で審査を受ける必要がある

	1年目			2年目			3年目		
	7月	～	2月	6月	～	2月	6月	～	2月
ハンズオン支援	検証の支援								
				事業計画策定等の支援					
							展示会出展の支援		
費用支援	1プロジェクト最大500万円/年度								

# 募集要項「6 応募方法」(1/2)

## 6 応募方法

代表事業者は、下記応募書類を提出期限までに事務局（「問い合わせ先」記載のメールアドレス）まで送付してください。事務局より、受付完了メールを当日中に返信しますので、ご確認ください。なお、代表事業者当たり応募は1件までとします。

※メールに応募書類を添付できない場合は、ファイル共有ツールのダウンロード先リンクを事務局までお送りください。

<応募書類>

No	資料名	記載事項	提出期限
様式1	エントリーシート	・代表事業者名、所在地、連絡先等を記載 ・はんこレスの観点から押印は不要とするが、提出はプロジェクトチーム及び代表事業者での意思決定を踏まえたものであること	5/23(金) 12時
様式2	申込書	・案件名（プロジェクト名称）、代表事業者名、参加事業者名等を記載 ・本事業が支援する先として適切かの確認事項についての回答 ・該当する重点テーマ、希望するハンズオン支援内容（①～⑤から選択）を記載	6/2(月) 12時
様式3	提案書	・「様式5：提案書記載事項一覧」を参照の上、プロジェクトの概要、ビジネスモデル、検証内容、体制・スケジュール等を記載 ・パワーポイント形式、フォントサイズ12pt以上、スライド形式指定あり（「参考資料」は自由様式とし、上限3枚までとする。）	6/2(月) 12時
様式4	経費算出書類	・希望する対象費目（事業費、委託・外注費）、金額等を記載 ・2か年の計画について記載	6/2(月) 12時
様式5	提案書記載事項一覧	・提案書において、提案書記載事項に該当する内容が記載されているページ番号	6/2(月) 12時
参考資料	登記事項証明書	・代表事業者の、発行後3か月以内の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を取得し提出	6/2(月) 12時

- 代表事業者が、提出期限までに応募書類を事務局まで送付

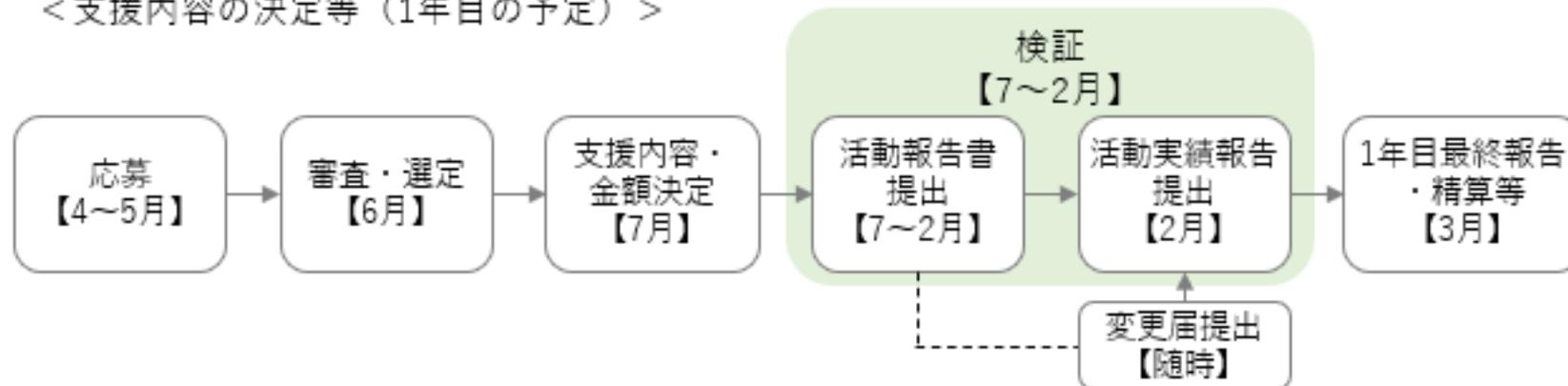
<応募書類>

- |               |                |
|---------------|----------------|
| 様式1 エントリーシート  | } 5/23 (金) 12時 |
| 様式2 申込書       |                |
| 様式3 提案書       | } 6/2 (月) 12時  |
| 様式4 経費算出書類    |                |
| 様式5 提案書記載事項一覧 |                |
| 参考資料 登記事項証明書  |                |

- 代表事業者当たり応募は1件まで  
※連携事業者としてであれば、複数案件での応募も可能

## 募集要項「6 応募方法」(2/2)

< 支援内容の決定等 (1年目の予定) >



- 事務局は、年度ごとに応募書類に基づき審査を行い、ハンズオン支援内容及び支援対象費目・金額を決定します。決定以前に発生した経費（生産・購入等を実施したもの）は支援対象外となります。
- 代表事業者は、支援期間中の活動状況・費用の使用状況について、事務局が別途指定する「活動報告書」を定期的に提出すること（提出頻度は選定後に決定）。
- 事務局は、毎年度2月末に提出された「活動実績報告」の検収後に、最終的な支払額を決定し、代表事業者に支払を行います。
- 支援内容等決定後にやむを得ず取組内容の変更、遅延、中止等が発生する場合、事務局との協議により支援内容や支援対象費目・金額の変更を行います。その際、代表事業者は「変更届」（後日様式を配布）を提出すること。なお、必ずしも変更が認められるとは限りません。

- 支援期間中は、定期的に「活動報告書」の提出が必要
- 費用の支払いは、報告書の検収後、年度末を予定

# 募集要項「7 審査・選定方法」

## 7 審査・選定方法

### (1) 審査基準

以下の基準を満たすか否かを審査の観点とします。

詳細な審査基準については、「様式5：提案書記載事項一覧」を参照してください。

- ・ 事業趣旨との合目的性
- ・ 新規性・独自性
- ・ 市場性
- ・ 検証の有効性
- ・ 実現可能性

### 審査基準

- ・ 事業の趣旨との合目的性
- ・ 新規性・独自性
- ・ 市場性
- ・ 検証の有効性
- ・ 実現可能性

※ 詳細な審査基準は、「様式5：提案書記載事項一覧」を参照

### (2) 書面審査

提出された書類に基づき、事務局にて書面審査を行います。

提案が「2 プロジェクトの要件」「3 応募資格」に合致しているか審査を行い、要件を満たしていない場合、この時点で審査を終了します。また、審査の過程で、事務局から応募内容に関して追加の説明や資料の提出を求められることがあります。

### (3) プレゼン審査

書面審査を通過した提案について、6月下旬を目途に口頭プレゼンテーションと質疑応答を実施します。

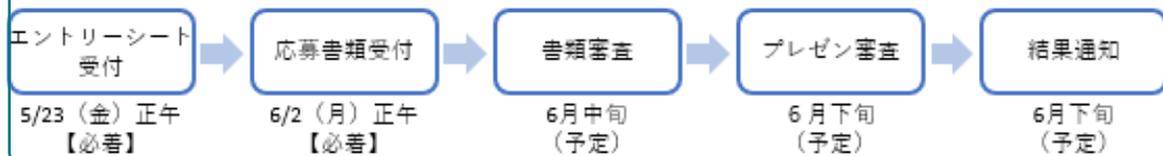
### (4) 選定結果通知

6月下旬を目途に応募者に通知します。なお、選考過程は公表しません。また、審査結果についての異議申立は受け付けません。

### 審査の流れ

- ・ 書類審査：6月中旬（予定）  
※ 応募内容に関して追加の説明や資料の提出を求められることがある
- ・ プレゼン審査：6月下旬（予定）
- ・ 結果通知：6月下旬（予定）

### <応募～選定の流れ>



# 募集要項「9 留意事項」

## 9 留意事項

### (1)応募に際して

- ・ 応募者である代表事業者は、応募時に入力する個人情報については以下を承諾するものとします。
  - ① 応募時に入力する個人情報は、本事業の範囲内でのみ利用すること
  - ② 応募様式の提出をもって、入力した個人情報が上記の利用目的の範囲内で、審査員（外部有識者含む）に提供されることに同意したものとみなされること
- ・ 企画提案及び応募書類作成に要する全ての費用は、応募者の負担とします。

### (2)プロジェクト選定後

- ・ プロジェクトは関係法令等を遵守し、選定されたプロジェクトチームの責任で実施すること。
- ・ プロジェクトの実施に際して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、プロジェクトチームがその費用を負担すること。また、法的な確認等が取れない場合、選定見送りとなる場合があります。
- ・ 本事業で発生した知的財産権等は、プロジェクトチームに帰属します。
- ・ プロジェクトチームが正当な理由なく次に掲げるいずれかに該当するときは、支援の全部又は一部を取消し、支払った費用支援の全部又は一部に相当する額を返還していただきます。
  - ①申請内容に虚偽があったとき
  - ②プロジェクトを実施せず、又は実施する意志が認められないとき
  - ③プロジェクトを中止したとき又は完了する見込みがないと認められるとき
  - ④費用を事業の目的以外に使用したとき
  - ⑤活動実績報告書を指定の期日までに提出しないとき

### (3)選定後の責務

- ・ 事務局との定期的なミーティング（隔週に1回程度）を実施し、進捗状況や課題等についての共有・協議の場を設け、支援を受けること。
- ・ リーディングプロジェクトに参加する事業者等は、多摩イノベーションコミュニティ（※）への参画を原則とし、支援終了後も含め、プロジェクト成果の発信等コミュニティへの積極的な関与を行うこと。
- ・ リーディングプロジェクトに参加する事業者等は、たま未来・産業フェアへの出展や、事務局が行う本事業のイベント・WEBサイト等での情報発信や各種調査等に協力すること。

※多摩地域でのイノベーション創出に関心を持つ事業者等の交流・相互連携を目的とするコミュニティ。コミュニティでは、事業者等による交流・連携の活性化やビジネスアイデア・新たなプロジェクトの創出を目指したワークショップ等の活動を実施しています。

・ 定期的なミーティングの実施

・ 後ほど説明

# 応募様式 「様式1 エントリーシート」

様式1

• 黄色箇所記入

令和7年度 多摩イノベーションエコシステム促進事業 リーディングプロジェクト  
- エントリーシート -

令和 7年 月 日  
(提出期限：5/23 (金) 12時)

「多摩イノベーションエコシステム促進事業」事務局  
デロイト トーマツ リスクアドバイザー 合同会社 行

企業名 ○○○  
代表者名 ○○○

当社は、代表事業者として多摩イノベーションエコシステム促進事業のリーディングプロジェクトに応募します。

企業名	○○○
区分 (選択制)	
業種※ (選択制)	
業種補足 (その他内容等)	
所在地	○○○
部署	○○○
役職	○○○
氏名	○○○
電話	○○○
メールアドレス	○○○
※御社の業種については、以下を参考にご選択ください(総務省HP-日本標準産業分類(平成25年10月改定)(平成26年4月1日施行)) <a href="https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html">https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html</a>	
プロジェクト名称	○○○
該当するテーマ (選択制)	選択してください
プロジェクト概要	(100文字程度で簡単に記載ください)

- 代表事業者の情報を記入 (黄色箇所)
- はんこレスの観点から押印は不要。ただし提出はプロジェクトチーム及び代表事業者での意思決定を踏まえたものである必要あり

# 応募様式 「様式2 申込書」

## 黄色箇所記入

様式2 (表面)

イノベーションエコシステム促進事業 リーディングプロジェクト  
- 申込書 -

多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局  
デロイト トーマツ リスクアドバイザー 合同会社 行

様式3も同じプロジェクト  
名称を記載

プロジェクト名称 : ○○○  
代表事業者名 : ○○○  
令和 7年 月 日  
(提出期限: 6/2(月)12時)

代表事業者	企業名	○○○
	部署	○○○
	役職	○○○
	氏名	○○○
	電話番号	○○○
事務連絡担当 ※連絡窓口の方を記載ください	メールアドレス	○○○
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

プロジェクトチーム (代表事業者を除く) ※連携事業者としての承諾有無を選択ください (○: 承諾済み △: 調整中 ×: 未打診)	事業者名		承諾有無
	1社目		
	2社目		
	3社目		
	4社名以降		

### 本事業が支援する先として適切かの確認事項についての回答

確認事項 (詳細は募集要項P3「2プロジェクトの要件」P4「3応募資格」、P10「9留意事項」をご確認ください)	確認されたら「✓」を選択してください
(1)複数の主体 (中小企業、スタートアップ、大企業、大学、研究機関等) で構成するチームであること ※チーム構成企業等の役職員が代表事業者の役職員を兼務していないこと、またチーム構成企業内において資本の出資関係がないこととします	
(2)プロジェクトチームの代表事業者は、中小企業 (スタートアップを含む) とであること	
(3)プロジェクトチームに参加する主体が、次の①～④のいずれも該当すること ①法令等や公的機関等との契約における違反や税金の滞りがないこと ②公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある法人・団体等でないこと ③暴力団 (東京都暴力団排除条例 (平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。に該当せず、又は法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等 (暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)) に該当する者がいないこと ④その他、事務局が本プログラムを提供するにふさわしいと判断する業務等を有さないこと	
(4)事務局からの支援内容について、ハンズオンおよび費用の両支援を必要としていること	
(5)プロジェクトチームの代表事業者は過去又は現にリーディングプロジェクトの支援を受けた代表事業者ではないこと	
(6)多摩地域でのイノベーション創出に向けた本プロジェクトの完遂に向け、主体的に取り組む意欲があること	
(7)国・都道府県・区市町村等から何らかの支援を受けて同一の内容で支援を受けていないこと	
(8)募集要項における「留意事項」を理解し、必要な協力を行うこと	

現時点で希望する支援内容を記載いただく  
(支援内容はプロジェクト選定後に協議を経て決定)

様式2 (裏面)

案件名 (7032148) : ○○○  
代表事業者名 : ○○○

該当する重点テーマ (1つを選択) (参考) テーマの詳細

環境・エネルギー	電機に似しほちズクに向け、省エネ化や再生可能エネルギー等の活用が重要
健康・医療	多摩ニュータウンなど中心に居住者の高齢化が進展
子ども・教育	人口減少が続く中、子育て世代が暮らしやすい環境づくりが必要
安心・安全	台風等による多摩川や秋川の洪水、土砂災害など、自然災害が顕著化
観光・レジャー	都心部から立地や豊かな自然環境といった魅力の向上と発信が必要
物流・モビリティ	E C の拡大に伴う物流の効率化や交通弱者への対応が課題
コミュニティ活性化	空き家が増加し、生活環境や治安への影響が懸念。地域での関わりが希薄化
ビジネスモデル改革	高い技術力を持つ中小企業が成長するためには、新たな事業展開が必要
人材確保・育成	もつり企業の技術者等の高齢化に伴い、後継者の確保や育成が必要

1年目に希望するハンズオン支援内容 (詳細は募集要項P5「(1)ハンズオン支援」をご確認ください)

①プロジェクト目標設計及び事業計画策定、企業間調整	
②必要な資金の算出及び調整	
③検証支援 (事前確認、調整、計画書作成等を含む) ・進行管理	
④検証結果取りまとめ及び中間・最終報告資料作成	
⑤スポンディング(※1)	

※1 必要に応じて、技術、知財、法律等に関する専門家を事務局が紹介し、メンタリングを実施。原則、1プロジェクトあたり4回までとします。  
(秘密保持契約が必要となる内容はスポンディングの対象外。)

2年目に希望するハンズオン支援内容詳細

①プロジェクト目標設計及び事業計画策定、企業間調整	
②必要な資金の算出及び調整	
③検証支援 (事前確認、調整、計画書作成等を含む) ・進行管理	
④検証結果取りまとめ及び中間・最終報告資料作成	
⑤スポンディング	

2年目に希望するハンズオン支援内容 (詳細は募集要項P5「(1)ハンズオン支援」をご確認ください)

①社会実装に関する課題整理 (目標設計、事業計画の策定 (※1)、役割分担調整、必要資金算出等)	
②短期的課題 (マーケティング戦略、知財戦略、パイロット顧客開拓、広報戦略、売上予測、資金調達等) に対する集中助言	
③公的機関等の支援策 (補助金・助成金等) の情報提供	
④プロジェクトの周知に係る協力 (周知方法・ツール作成等)	
⑤検証結果取りまとめ及び報告資料作成補助	
⑥スポンディング(※2)	

※1 第2回半期中 (～9月) に事業計画書 (案) を策定し、社会実装に向けた具体的な活動計画まで、更なるアクションプランを行います。  
※2 必要に応じて、技術、知財、法律に関する専門家を事務局が紹介し、メンタリングを実施。原則、1プロジェクトあたり4回までとします。  
(秘密保持契約が必要となる内容はスポンディングの対象外。)

2年目に希望するハンズオン支援内容詳細

①社会実装に関する課題整理 (目標設計、事業計画の策定、役割分担調整、必要資金算出等)	
②短期的課題 (マーケティング戦略、知財戦略、パイロット顧客開拓、広報戦略、売上予測、資金調達等) に対する集中助言	
③公的機関等の支援策 (補助金・助成金等) の情報提供	
④プロジェクトの周知に係る協力 (周知方法・ツール作成等)	
⑤検証結果取りまとめ及び報告資料作成補助	
⑥スポンディング	

# 応募様式 「様式3 提案書フォーマット」

- フォーマットの項目に沿って作成いただく

**様式3**

2. ビジネスモデル

審査の観点 新規性・独自性・市場性

1. プロジェクトの概要

**様式3**

審査の観点 事業趣旨との合目的性

## 多摩イノベーションエコシステム促進事業 リーディングプロジェクト 提案書

プロジェクト名：<次ページの「プロジェクト案件名」>（<重点テーマ名>）  
代表事業者名：XXX

<ジャネー、  
>  
してください>  
やユニコー  
アピール  
さい>  
しい>  
果など、期待で  
>



# 応募様式 「様式5 提案書記載事項一覧」

<p>● 黄色箇所記入</p> <p>多摩イノベーションエコシステム促進事業 リーディングプロジェクト - 提案書記載事項一覧 -</p> <p>案件名 (プロジェクト名称) : ○○○ 代表事業者名 : ○○○</p> <p>提案書 (様式3) と照らし合わせ、 大項目・小項目の内容が記載されているか、最終的に確認ください</p> <p>(提出期限: 6/2(月)12時)</p> <p>▼提案書は、「様式3 提案書フォーマット」に基づき作成してください</p>		様式5		
大項目	No	小項目	提案書フォーマット 記載箇所	提案書 記載頁
事業趣旨との 合目的性	1	多摩における地域課題や企業課題の解決に貢献しえるか (重点テーマのいずれかに該当するプロジェクト内容か)	1.プロジェクトの概要	
	2	将来において多摩地域及び社会へのインパクトや、多摩地域の産業創出への広がり など、多摩地域におけるイノベーションの好循環に向けた貢献が期待できるプロジェクト	8.プロジェクトの目指す姿	
新規性・独自性	3	新しいサービス/製品になりえる技術やビジネスモデルがあるか	2.ビジネスモデル	
	4	多摩における地域や企業の課題、特徴を踏まえたユニークで魅力的な取組か		
市場性	5	想定するサービス/製品はビジネスや市場に将来性があるか	3.市場規模 / 比較優位性	
	6	想定するサービス/製品は競合優位性があるか		
検証の有効性	7	本年度検証される内容が明確になっているか	4.検証内容	
	8	想定している試作品・プロトタイプは検証の目的に沿っているか		
実現可能性	9	3か年で取り組むべき計画や体制等が明確になっているか	4.検証内容 5.体制 6.検証スケジュール 7.社会実装に向けた取組 のスケジュール 8.プロジェクトの目指す姿	
	10	本年度取り組む検証内容は実現可能か		
	11	社会実装に向けたステップが明確になっているか		

# (参考) リーディングプロジェクト



多摩地域でのイノベーション創出のアドバランとなる「リーディングプロジェクト」を作り出すため、製品・サービスの社会実装に向けた検証に取り組むプロジェクトを令和6年度は11件選定し、支援しました。

**【健康・医療】**  
株式会社CogSmart  
脳の健康状態チェックから認知症早期予防介入までを支援する総合サービスの検証



**【物流・モビリティ】**  
株式会社ICOMA  
ネットワーク通信機能を用いた、安心・安全な折り畳み電動特定小型モビリティの検証



**【環境・エネルギー】**  
株式会社中村工業  
木材の長寿命化を図る加工技術を活用した、間伐材・倒木の「地産地消モデル」の検証



**【子ども・教育】**  
株式会社カモマン  
学校現場における教職員の働きがいを向上を支援する「教師エンゲージメントサーベイ」の検証



**【物流・モビリティ】**  
SOCIAL ROBOTICS株式会社  
国産配膳ロボット多用途化実証試験



**【環境・エネルギー】**  
fabula株式会社  
多摩地域から排出された食品廃棄物を活用した新素材および製品の開発



**【子ども・教育】**  
polyfit株式会社  
地域住民及び事業者をスポットで学校現場に活用するシステム構築の検証



**【ビジネスモデル改革】**  
codeless technology株式会社  
高齢者や外国人も安心して利用できる自治体サービスにおける申請書類のペーパーレス化の検証



**【健康・医療】**  
アクセスエンジニアリング株式会社  
well-beingな社会実装を目指す階段昇降車いすロボットの検証



**【観光・レジャー】**  
scheme verge株式会社  
多摩の観光資源を活用したデジタル誘客・周遊、及び都市OSとの連携可能性の検証



**【ビジネスモデル改革】**  
株式会社 Tokyo New Cinema  
最新PR技術および資金調達法を活用した優れた日本商品の国際展開の検証



## 多摩イノベーションエコシステム促進事業とは

多摩地域に集積する技術力の高い中小企業が大学・研究機関など、多様な主体と交流・連携し、イノベーションを起こし続ける好循環をつくるさまざまな取組を進めています

リーディング  
プロジェクト

多摩  
イノベーション  
コミュニティ

企業等の  
掘り起こし

情報発信  
(WEBサイト等)

多摩地域・  
区部向け  
イベント

# 多摩イノベーションコミュニティとは

## 多摩イノベーションコミュニティ

技術力の高い  
中小企業の集積

国内外の  
先端産業

教育・研究機関の  
集積

+

スタートアップ

充実した  
産業支援体制

大企業  
投資家 等

交流・連携

新たなビジネスアイデアの創出・  
多様な主体によるプロジェクト組成等の促進

## 将来像

多摩地域で  
イノベーションが  
起こり続ける  
好循環  
(エコシステム)

## (参考) 多摩イノベーションコミュニティの主な取組内容

### ワークショップ・交流会の開催

- 令和6年度年度10回開催・各回30～50名が参加
  - 事業構想WS：4回  
テーマ例『ビジネスアイデア発想&ミッシングピースの言語化』
  - プロジェクト創出WS：3回  
テーマ例『第3回リバースピーチ【物流・モビリティ特集】』
  - 事業発信WS：3回  
テーマ例『産学連携ワークショップ in TAMA』
- 各回ワークショップ後に交流会を実施



# (参考) 多摩イノベーションコミュニティ会員

## 全367会員

※2025年4月中旬時点



